

武雄市農業委員会

令和元年12月総会議事録

令和元年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年12月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時30分
2. 場 所 武雄市役所 4階会議室
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農地転用後の事業計画変更承認申請について	2件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	3件
議案第7号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。ご案内の時間となり、令和元年12月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は、全委員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたし

ます。

それでは、佐佐木会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、ただ今から令和元年12月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告事項がございます。

本日の議事録署名人に、2番 富永光男 委員、16番 川内正美 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元11月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

11月22日に宮崎県西都市の推進委員さんが視察研修に来られました。こちらで1時間ほど説明を受けられた後、中野のきゅうりトレーニングファームを見に行かれました。

11月27日に調査委員会を開催し、農地転用許可4件について審議を行いました。

11月27日から28日にかけて、東京都で行われた農業者年金加入セミナー及び会長代表者集会に相原会長代理が出席されました。

その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。

9月の総会でご審議いただいた武雄市の工業団地は開発行為の許可待ちです。〇〇は工事請負契約書という資金面を証明する資料の提出待ちのため、保留になっております。

10月の総会でご審議いただいた〇〇は、以前許可された6区画と併せて開発の許可申請が出されておりますので、その許可を待っている状況です。

先月の総会でご審議いただいた7件のうち2件は許可済みです。残り5件についても補正は整っておりますので、順次、許可されるものと思われま

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。先月は、資料に記載している4件の届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

11月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、11月11日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、11月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、議案の審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。この4件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、373㎡。譲渡人は「県外在住のため管理ができない。」譲受人は「自宅の隣地で管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、657㎡。譲渡人は「県外在住のため管理ができない。」譲受人は「自宅近くで管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、312㎡。譲渡人は「県外在住のため維持管理ができないため。」譲受人は「自宅近くで管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田3筆、計7,910㎡。「生前贈与のため。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

以上、1番から4番まで、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

〇〇番委員 1番と2番の件について説明します。譲渡人の〇〇さんは、家がありまし

たが、家は〇〇の方が買われたそうです。農地も処分したいということで、今回〇〇さんと〇〇さんが買われるという説明を受けました。以上です。

〇〇番委員 4番の件について説明します。〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは最近体調を崩し入院されていますが、たまたま九電の鉄塔が建て替わるといことで、工事中の資材置場のために農地を借りたいという申出があります。もし工事の最中に良からぬことがあったらいけないといことで、その工事が始まる前に、生前贈与をされるそうです。以上です。

〇〇番委員 3番の件について説明します。この農地は〇〇さんの家の後ろです。その後ろが山になっていて、段々畑みたいになっています。その段々畑が今回の災害で土砂崩れが起きました。そこを修理して欲しいと〇〇さんに伝えたら、「そこまではできない」との事で、そうしたら売買の方式を取って、売買のお金を工事費に充てるという事で話がついたそうです。以上です。

会 長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、議案第1号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。
議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第3条の規定による4件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。
申請番号1番。〇〇町の田4筆、計2,557㎡。「所有者の転居に伴い農地として今後耕作が困難であるため、植林して土地を維持管理していきたい。」という事で申請されています。くぬぎを526本植林する計画になっています。工事完成時期は令和2年3月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆、97㎡。「亡き父が蘇鉄や桜等を植樹し、庭として利用していた。」という事で申請されています。既に庭として利用されていますので、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件につきまして地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 1番の件について説明します。資料の配置図をご覧ください。申請地の隣の〇〇〇〇と〇〇〇〇については田になっています。所有者の方が大牟田〇〇にお住まいという事で、連絡を取ったら、そこには住んでいないということで、連絡が取れないという事でした。この農地ももう長年放置されているような状態だということで、とにかく持ち主さんと連絡が取れないということのを代理人さんが云われておりました。このことについては、地元の区長さんや生産組合長さんも「やむを得ないのではないか」と了承をもらっています。

それと、ここに書いておりますように住宅境界線から2mを確保するという事で、配置図では溝のようになっていますが、宅地が1段上がっていますので、住宅の方にも十分配慮をして、説明をして了承を頂いて下さいということで、その辺はちゃんと了承をいただいてから工事をするということで、代理人から伺っています。以上です。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 隣接する〇〇〇〇や〇〇〇〇の田は今どんな状態なんでしょうか。

〇〇番委員 ここは建設省関係の水路沿いで、〇〇〇〇も建設省の管理用地になっています。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は全部建設省の管理地になっています。現地もひどく荒れておりました。生産組合長にも立ち会ってもらって、その時に、やむをえないだろうと了承を頂いております。

会 長 他にございませんか。(なし)。他にないようですので、議案第2号の質疑

をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出をされています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。
申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計4,021㎡。「現在の店舗も老朽化し、〇〇工場に店舗を併設するには現敷地に増設する余地はなく、消費者の目に触れる武雄市街中心部の道路沿線である申請地に建築したい。」という事で申請されています。店舗及び工場、駐車場を計画されています。農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和4年10月31日です。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域として、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること。」で第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、3,248㎡。「所有者が耕作できなくなったため、太陽光発電パネルの設置や資材置場・現場車両駐車場用地等に利用したい。」という事で申請されています。農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和2年8月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、487㎡。「現在の住居は、家族が増え手狭になり、将来のことも考慮し、実家近くの今回申請地に一般住宅を建築したい。」という事で申請されています。農振除外の手続きは済んで

おります。工事完了時期は令和2年8月31日です。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可し得ると判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。1番及び2番の案件につきましては、11月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。令和元年11月27日午後1時から、武雄市役所3階会議室及び現地にて、A班及び地元農業委員により調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による申請 2件 について審議しました。

最初に、申請番号1番の「店舗・工場・駐車場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に「8月豪雨の水害があったが、場所はここで問題ないのか。」という質疑があり、これに対し、「8月豪雨での状況をみて造成高や建物の高さを計画している。また、水害が起こる地域であるということは譲受人も承知している。」という回答がありました。

二点目に「申請書に公共下水に接続とあるが、現在はまだ整備がされていない。建物が完成する頃には接続できるよう現在協議中である。」という説明がありました。

また、「今回申請地の敷地内にパイプラインがあり、現在も使用しているため、移設先について現在協議中である。」という説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、申請番号2番の「太陽光発電施設・資材置場・駐車場」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に「資材置場とあるが、どのようなものを置くのか。」という質疑があり、これに対し「太陽光発電のパネル・架台等の資材を置くように計画している」という説明がありました。

二点目に「駐車場が12台分あるが、常時駐車する台数になるのか。」という質疑があり、これに対し「常時12台ではなく、時期により駐車台数が減ることはある。」という回答がありました。

三点目に「隣接ではないので、同意書等は必要ではないが、申請地西側の農地の所有者に今後の管理上のこともあるので事業の説明等をおこなってほしいという」という要望があり、これに対し要望通り、説明に伺うことを了

承していただきました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番の案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による3件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が2件提出をされています。この2件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。
申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。
〇〇町の畑3筆、計4,204㎡です。令和元年8月9日付けで太陽光発電施設として転用許可が出ておりました。
当初、造成しない計画で許可を受けていたが、それに反する工事をしてしまったということで、申請が出されています。既に一部造成をされている

箇所がありましたので、始末書が添付されております。現在、工事については中断中です。

事業計画変更として、盛土を最高1.6m、最低0.6m、切土を最高1.1m、最低0.6mそれぞれ行うということで、計画変更をされております。

続きまして申請番号2番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。

〇〇町の畑1筆、1,089㎡です。令和元年8月6日付けで太陽光発電施設として転用許可が出ておりました。

当初、造成しない計画で許可を受けていたが、それに反する工事をしてしまったということで、申請が出されております。こちらも既に一部造成をされている箇所がありましたので、始末書が添付されております。こちらも現在、工事については中断中です。

事業計画変更として、盛土を最高0.9m、最低0.4m、切土を最高1.2m、最低0.8m、それぞれ行うということで、計画変更をされております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2つの案件につきましては、11月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。令和元年11月27日午後1時から、武雄市役所3階会議室及び現地にて、A班及び地元農業委員により調査委員会を開催しました。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件について、代理人から変更理由、変更計画等の説明があり、審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に「なぜ、許可された内容と違う造成を行ったのか。」という質疑があり、これに対し「複数の会社が携わったことで情報のやり取りが上手くいかず、下請け会社が自分達の作業しやすいように造成をしてしまった。現在は変更許可が出るまでは作業を中断している。」という回答がありました。

二点目に「地元説明を行ったということだが、どういった意見が出たのか。」という説明がありました。これに対し「今回の工事で生じた道路路面や側溝の補修等の話があり、対応するようにしている。地元区と覚書を交わすようにしている。」という回答がありましたので、写しを事務局へ提出するよう求めました。

三点目に「地すべり地帯を造成しているが、問題はないのか。」という質疑があり、これに対し「造成地の法面には植物の種子付きの藁を設置し、地すべり対策を行う。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、調査委員会としては、許可内容と相違する内

容で工事を行ったこともあり、地元との覚書書の提出を条件に、計画変更の承認をしても差し支えないという判断になりました。

会 長 座長の報告が終わりました。調査委員会の現場では地元の区長さんも立会していただきましたので、ご報告申し上げます。では、議案第4号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の2件の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては、調査委員会の報告通り、地元との覚書書の提出を条件に、計画変更の承認をしても差し支えない旨、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。この覚書書は現在届いていますか。

事務局 本日、区長さんが市役所に来られた際に「覚書はできましたか。」とお尋ねをしたところ、12月2日に法人側から送られてきたとの事でした。12月7日に役員会を開いて、内容を確認したいとのことでした。

会 長 そしたら、地元で確認をして頂いて、覚書ができたら事務局へ提出をしていただきたいと思います。

議案第4号 2件の農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては、調査委員会の報告通り、地元との覚書書の提出を条件に、計画変更の承認をしても差し支えない旨、佐賀県知事へ送ることに決しました。よろしいですか。

(「はい」の声多数あり)

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第9号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規（なし）
再設定、 2件、 2筆、 5,241 m²。

武雄町。 畑（なし）

橘町（なし）

朝日町。 田。新規（なし）
再設定、 3件、 3筆、 4,388 m²。

朝日町。 畑。新規（なし）
再設定、 1件、 1筆、 111 m²。

若木町。 田。新規（なし）
再設定、 2件、 6筆、 3,146 m²。

若木町。 畑（なし）

武内町。 田。新規、 1件、 4筆、 5,774 m²。
再設定、 1件、 4筆、 6,010 m²。

武内町。 畑（なし）

東川登町。 田。新規、 1件、 1筆、 3,485 m²。
再設定、 1件、 2筆、 3,194 m²。

東川登町。 畑（なし）

西川登町（なし）

山内町。 田。新規、 3件、 3筆、 6,918 m²。
再設定、 17件、 29筆、 34,608 m²。

山内町。 畑（なし）

北方町。 田。新規、 2件、 2筆、 2,545 m²。
再設定、 7件、 15筆、 19,678 m²。

北方町。 畑。新規、 1件、 1筆、 1,467 m²。
再設定（なし）

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権設定の解除については19ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 非農地証明》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号、武雄市非農地証明願について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、900㎡。「みかんを栽培していたが、40年前頃より耕作しなくなり、荒廃してしまった。」というものです。
非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、計1,674㎡。「昭和63年頃にヒノキを植林した。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑3筆、計338㎡。「35年前頃より西側の圃場整備により農道が拡張され、畑が狭くなり、耕作できなくなったためヒノキと杉を植林した。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第7号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定について、1件の申請が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。
番号1番。農地は〇〇町にある畑2筆、計483㎡。空き家の北側に続くようにして今回の申請地があります。空き家・空き地バンクの登録完了日は令和元年10月29日です。
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、地元委員から補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第7号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、申請通り指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第7号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。
番号1番。土地は〇〇町の田3筆、計1,205㎡です。変更理由は「湿田で耕作しにくいため、盛土して嵩上げしたい。」というものです。変更内容は「田の嵩上げ」、変更時期は令和2年1月1日から令和2年12月31日、かさ上げの高さは1.4m、土量は1,687㎥、施工業者は〇〇です。変更後も水稻を作るといことです。
以上報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、ご意見、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようです。これは報告事項ですので、このあたりでとどめます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和元年12月の農業委員会総会を終わります。